

## ! 冬の感染症に注意しましょう

冬は、インフルエンザを始め、ウイルスや細菌による感染性胃腸炎などの感染症が流行するシーズンです。今からできる予防対策を確認しておきましょう。

## 【感染を防ぐためにできること】

## ◆こまめな手洗いを心がけましょう。

帰宅後、調理前、食事前、トイレの後などは手洗いをしてウイルスを洗い落としましょう。

## ◆うがいを心がけましょう。

帰宅時や、のどや空気が乾燥している時などはうがいを習慣づけましょう。

## ◆咳が出るときはマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。

## ◆十分な睡眠と栄養バランスのよい食事で免疫力を高めておきましょう。

インフルエンザの予防には予防接種も有効です。60歳以上の方で、12月31日までに接種された方には接種費用の助成をしています。接種を希望される方は早めに接種してください。

【問 合 先】健康介護課

! 笠松町あいさつ運動  
～人と人が繋がる笠松町をめざして～

一日のスタートはあいさつから。一緒にあいさつを交わし、笠松町を明るくしていきましょう。

【日 に ち】11月15日(火)～17日(木)

【場所・時間】各小学校の校門や児童玄関前

(午前7時45分～)

スポーツ交流館東交差点

(午前7時20分～)

山岡薬局前、西笠松駅、笠松駅、

笠松幼稚園前(午前7時30分～)

児童生徒の通学路、自宅の軒先など

【問 合 先】笠松中学校 ☎387-2442

! 従業員を雇われている事業主の皆さんへ  
ストレスチェックを行いましょう

平成27年12月1日からストレスチェック制度の実施が義務化(従業員数50人未満の事業所は当分の間努力義務)されました。

ストレスチェックとは、従業員の心理的な負担の程度を把握するための検査のことで、毎年1回以上定期的に実施する必要があります。本年11月末までに最低でも1回は実施しなければなりません。

まだストレスチェックを実施されていない事業者の方は、早急にストレスチェックを実施してください。

【問 合 先】岐阜労働局健康安全課

☎245-8103

! 事業主の皆さんへ  
労働保険の手続きはお済みですか

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

1人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。加入手続きを行っていない事業主の方は、すぐに手続きをお願いします。

## 〈労災保険〉

労働者が業務や通勤が原因で、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族に必要な給付を行います。

臨時・アルバイトなどであっても対象となります。

## 〈雇用保険〉

労働者が失業した時や教育訓練を受講した時、在職中の60～65歳未満や育児休業・介護休業中の労働者に一定の賃金低下があった場合に必要な給付を行います。また、事業主には、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成金制度があります。

パートタイムの労働者も、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合は、雇用保険に加入しなければなりません。

【問 合 先】岐阜労働局総務部労働保険徴収室

☎245-8115

つみきとえいご  
笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155

<http://www.tsumiki.ed.jp>

地域と共に！  
社会医療法人蘇西厚生会

**松波総合病院**

関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

**TEL 058-388-0111 (代)**  
<http://www.matsunami-hsp.or.jp>